

中国の英雄烈士保護法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 岡村 志嘉子

目次

はじめに

I 中国における英雄烈士の概況

- 1 英雄烈士の意義
- 2 英雄烈士の概況

II 主な英雄烈士関連法規

- 1 憲法
- 2 法律
- 3 行政法規等

III 英雄烈士保護法の制定経緯と主な内容

- 1 英雄烈士の保護をめぐる問題
- 2 英雄烈士保護法の制定経緯
- 3 英雄烈士保護法の主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国英雄烈士保護法

キーワード：英雄烈士保護法、中国、英雄、烈士、烈士記念日、記念施設、人民英雄記念碑、
憲法、民法総則、烈士顕彰条例、補償、優遇、名誉毀損、公益訴訟

要 旨

建国から70年が経過し、建国の歴史に対する国民の関心が薄れる中で、習近平政権は、国民の愛国心や国家意識の向上を重要な政策課題と位置付け、建国の礎となった犠牲者に対する顕彰や保護を一層強化する方針を打ち出している。

2018年4月27日、そのような犠牲者を英雄烈士として永遠に記憶し、その事績・精神の伝承・称揚を図ること等を目的とする英雄烈士保護法が制定された。同法は、英雄烈士の顕彰と政府の役割、記念施設の整備と管理強化、英雄烈士の権利利益の保護、近親者に対する補償・優遇、英雄烈士に対する誹謗中傷等の禁止、英雄烈士の名誉毀損等に係る公益訴訟制度の導入等を定めている。

本稿では、中国における英雄烈士の現状と課題、主な英雄烈士関連法規、今回制定された英雄烈士保護法の概要を紹介し、同法の全文を訳出する。

はじめに

2019年、中華人民共和国（以下「中国」という。）は建国70周年を迎える。建国の歴史について中国は、1949年10月1日、諸外国の侵略に対する抵抗と内戦の歴史を経て、中国共産党が国家を樹立した、と位置付けている⁽¹⁾。そのような歴史的経緯から、共産党政権においては、建国に至るまでの過程で犠牲となった人々とその事績が、建国の礎として重視されている。

近年、著しい経済発展を遂げた中国では、建国に至るまでの歴史を直接体験した世代が減少し、建国の歴史に対する国民の関心も次第に薄れてきている。このような状況に対し、2012年に発足した習近平政権は、「中華民族の偉大な復興」というスローガンを掲げ、国家意識を強化するための様々な施策を推進している。建国の礎となった人々を一層重視する方針もその一環であり、法整備を含めて関連施策の拡充が図られている。

2018年4月27日、中国で英雄烈士保護法⁽²⁾が制定され、同5月1日から施行された。同法は、19世紀半ば以降今日に至るまでの間に国や人民のために犠牲となった殉難者を「英雄烈士」と規定し、その顕彰の在り方、関連施設の保護、英雄烈士本人及びその遺族の権利利益の保護等について定めた、中国で初めての法律レベルの立法である。

本稿では、中国における英雄烈士の概況、関連法規、今回制定された英雄烈士保護法の概要等について紹介し、同法の全文を訳出する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年2月1日である。

(1) 1954年に制定された中国の最初の憲法は、序文の冒頭において次のように規定している。「中国人民は、百余年の英雄的奮闘を経て、中国共産党の統率的指導のもと、1949年、ついに帝国主義、封建主義および官僚資本主義に反対する人民革命の偉大な勝利をかちとり、それによって長期の抑圧され奴隷化された歴史を終わらせ、人民民主主義独裁の中華人民共和国を樹立した。」土屋英雄『現代中国の憲法集』尚学社、2005、pp.25-26。

(2) 「中华人民共和国英雄烈士保护法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2018-04/28/592_201213.html>

I 中国における英雄烈士の概況

1 英雄烈士の意義

中国において「英雄烈士」という言葉は、今回制定された英雄烈士保護法のように四字熟語として用いられることも多いが、元来、「英雄」と「烈士」という2つの単語から成る。両者は、それぞれ次のように位置付けられている。

(1) 英雄

中国において「英雄」は、法的には特段の定義規定は存在しない。ただし、中国政府の公式見解は、北京の天安門広場の中央に立つ人民英雄記念碑⁽³⁾の碑文において示されていると考えられる。

中国建国前日の1949年9月30日、中国人民政治協商会議⁽⁴⁾第1回全体会議において、国のために犠牲となった殉難者を人民の英雄として顕彰するために、人民英雄記念碑を建立することが決定された。1958年に完成した高さ37.94mの碑は、正面に毛沢東が揮毫した「人民の英雄は永遠に不滅である」の題字、背面に周恩来が揮毫した人民の英雄を顕彰する碑文がそれぞれ刻まれている。

碑文の全文は次のとおりであり、この内容に当てはまる者が人民の英雄とみなされる。

- ・3年の間⁽⁵⁾、人民解放戦争及び人民革命において犠牲となった人民の英雄たちは永遠に不滅である。
- ・30年の間⁽⁶⁾、人民解放戦争及び人民革命において犠牲となった人民の英雄たちは永遠に不滅である。
- ・これより1840年⁽⁷⁾に遡り、それ以降、内外の敵に抵抗し、民族の独立及び人民の自由幸福を勝ち取るために、度重なる闘争において犠牲となった人民の英雄たちは永遠に不滅である。

(2) 烈士

一方、中国語において殉難者を意味する「烈士」については、現行法規上に明文規定がある。すなわち、烈士顕彰条例⁽⁸⁾（Ⅱ-3-(1)で後述）の第8条において、次の5項目のいずれかに該当する中国国民が烈士と規定されている。

- ①違法・犯罪行為の取調べ、国の安全に係る任務、反テロリズム任務及び突発事件処理の遂行中に犠牲となった者
- ②災害救助又は国の財産、集団の財産若しくは国民の生命財産を守るために犠牲となった者
- ③外交又は国から派遣された対外援助若しくは国際的な平和維持活動の遂行中に犠牲となった者
- ④兵器装備に係る研究開発の試験中に犠牲となった者

(3) 中国語原文は「人民英雄記念碑」。

(4) 中国の各党派・団体等から成る統一戦線組織。

(5) 1949年までの3年間、すなわち、1946年以降の国民党との内戦の期間を指す。

(6) 1949年までの30年間、すなわち、1919年の五四運動以降、中国建国までの期間を指す。

(7) 1840年はアヘン戦争が始まった年。

(8) 「烈士褒揚条例」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/government_public/content/2011-07/28/593_202780.html>「条例」は、中国の法規レベルにおいて、法律より1ランク下の行政法規に相当し、憲法及び法律に基づき、法律の細則や具体的な適用について定めるものである。

⑤その他特に模範とすべき傑出した事情がある犠牲者

この定義に示されているように、中国の現行法規上、烈士は、建国の歴史に係る者に限らず、広く国又は公共のために犠牲となった殉難者を含んでいる。

2 英雄烈士の概況

中国政府は、1840年のアヘン戦争開始以降、革命戦争期を経て現在までに約2000万人の国民が犠牲となったとしている。そのうち、英雄烈士と認定されているのは約196万人である⁽⁹⁾。

また、英雄烈士記念施設は、烈士墓苑、記念館、記念碑、記念塔、記念像、納骨堂等が含まれ、現在、中国国内に計103万箇所あるとされる。そのうち、国家級の保護対象施設が277箇所、県級⁽¹⁰⁾以上の保護対象施設が約4,200箇所である。これらの施設を訪れる者は、年間延べ1億5000万人に上るとされる⁽¹¹⁾。

なお、英雄烈士記念施設は、中国の近現代史や国際関係を反映して国外にも存在している。現在、北朝鮮、ベトナム、ラオス、ロシア、ミャンマーを始めとする27か国に約180箇所の記念施設がある。このように、独立戦争への支援、経済支援、国連平和維持活動の任務に従事し、当該任務遂行中に国外で死亡した者も英雄烈士に含まれている⁽¹²⁾。

II 主な英雄烈士関連法規

1 憲法

中国の現行憲法⁽¹³⁾は、序文において、「1840年以降、封建的な中国は次第に半植地的かつ半封建的な国家へと変わっていった。中国人民は、国の独立、民族の解放及び民主と自由のために、先人の屍を乗り越えて勇猛果敢に奮闘を続けた。」⁽¹⁴⁾として、建国に至る歴史の中で犠牲となった人々を顕彰している。

また、第45条第2項において、「国及び社会は、傷痍軍人の生活を保障し、烈士の遺族を救済し、軍人の家族を優遇する。」と規定している。

2 法律

(1) 烈士記念日の設置に関する決定

2014年8月31日、第12期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第10回会議において、「烈士記念日の設置に関する決定」⁽¹⁵⁾が採択された。

同決定は、前文において、「近代以降、民族の独立及び人民の自由幸福を勝ち取るため、国の

(9) 「崇尚捍卫英雄烈士 传承英雄烈士精神—解读《中华人民共和国英雄烈士保护法》」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-05/22/content_2054986.htm>

(10) 中国の地方行政区画は、省級（省、自治区、直轄市）、地区級（地区級市、自治州等）、県級（市管轄区、県、自治県、県級市等）、郷級（鎮、郷、街道等）の4階層から成る（「自治」が付されるのは少数民族地域）。

(11) 前掲注(9)

(12) 「立法加强对英雄烈士的保护：点燃精神之光，实现伟大复兴」『中国人大』2018.1.20, p.48.

(13) 「中华人民共和国宪法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2018-03/22/592_201298.html> 中国において憲法は、1954年（「54年憲法」）、1975年（「75年憲法」）、1978年（「78年憲法」）、1982年（「82年憲法」）の4回制定され、現行の82年憲法は、1988年、1993年、1999年、2004年、2018年に部分改正されている。

(14) この記述は、1982年の制定時のままである。

(15) 「全国人民代表大会常务委员会关于设立烈士纪念日的决定」中国政府法制信息网 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=333442&Query=%E7%83%88%E5%A3%AB&IsExact=>>> この「決定」は法律に相当する。

繁栄富強のため、無数の英雄が命を捧げており、烈士の功績は歴史に燦然と輝き、烈士の精神は永遠に不滅である。」と述べた上で、「烈士の精神を称揚し、烈士の功績を追憶する」こと等を目的として、「9月30日を烈士記念日とし、毎年9月30日に国は烈士を記念する活動を実施する。」と定めている。

(2) 民法総則

2017年3月に制定され、同年10月から施行された民法総則⁽¹⁶⁾は、英雄烈士に対する侵害行為に係る民事責任について、「英雄烈士等の氏名、肖像、名誉及び榮譽を侵害し、社会の公共利益を損なった場合は、民事責任を負わなければならない。」(第185条)と規定している。

(3) その他の法律

その他、郵政法⁽¹⁷⁾は、革命烈士の遺物等の郵送の無料化(第15条第2項)、兵役法⁽¹⁸⁾は烈士の遺族等に対する優遇等(第56条、第60条)、国防法⁽¹⁹⁾は烈士家族への補償措置等(第63条)について定めている。また、英雄烈士記念施設で文化財に指定されているものについては、文化財保護法⁽²⁰⁾が適用される。

3 行政法規等

(1) 烈士顕彰条例

法規レベルにおいて法律より1ランク下の行政法規としては、1980年に革命烈士顕彰条例⁽²¹⁾(全10条)が公布・施行されている。ただし、同条例の規定は、烈士の認定に関するもののみであった。その後、同条例に代わるものとして、2011年8月1日、烈士の認定、烈士の顕彰、烈士遺族に対する補償・優遇等について総合的に規定する烈士顕彰条例⁽²²⁾(全41条)が施行された。

烈士顕彰条例の章構成は、第1章：総則(第1条～第7条)、第2章：烈士の認定(第8条～第10条)、第3章：烈士顕彰金及び烈士遺族の補償・優遇(第11条～第22条)、第4章：烈士記念施設の保護及び管理(第23条～第31条)、第5章：法的責任(第32条～第36条)、第6章：附則(第37条～第41条)である。

(2) 部門規則等

上述の烈士顕彰条例に基づき、烈士関連行政を所管する民政省は、烈士の埋葬について烈士埋葬規則⁽²³⁾(全16条)、烈士の追悼行事について烈士公式追悼規則⁽²⁴⁾(全18条)、烈士記念施設の保護管理について烈士記念施設保護管理規則⁽²⁵⁾(全18条)等の具体的な実施規則を定め

(16)「中华人民共和国民法总则」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2017-03/16/592_201310.html>

(17)「中华人民共和国邮政法」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/detailSearchOne?LawID=333296&Query=%E8%8B%B1%E9%9B%84%E7%83%88%E5%A3%AB&IsExact=>>>

(18)「中华人民共和国兵役法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2011-11/11/592_201356.html>

(19)「中华人民共和国国防法」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/detailSearchOne?LawID=332820&Query=%E8%8B%B1%E9%9B%84%E7%83%88%E5%A3%AB&IsExact=&PageIndex=1>>

(20)「中华人民共和国文物保护法」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=396098&Query=%E6%96%87%E7%89%A9%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E6%B3%95&IsExact=>>>

(21)「革命烈士褒扬条例」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=333640&Query=%E7%83%88%E5%A3%AB&IsExact=&PageIndex=1>>

(22) 前掲注(8)

(23)「烈士安葬办法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2013-05/28/594_204573.html>

(24)「烈士公祭办法」同上 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=365268&Query=%E7%83%88%E5%A3%AB&IsExact=>>>

(25)「烈士纪念馆保护管理办法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2013-11/19/594_205000.html>

ている。

Ⅲ 英雄烈士保護法の制定経緯と主な内容

1 英雄烈士の保護をめぐる問題

「はじめに」で述べたように、近年、建国の歴史に対する一般国民の関心が低下する中で、英雄烈士に対する社会的な敬意が薄れ、英雄烈士の名誉を傷つける事象等が増加してきた。特に、インターネット上で英雄烈士を茶化したり誹謗中傷したりする言動が目立つようになり、社会問題化している⁽²⁶⁾。

また、若者が抗日戦争の記念施設等において旧日本軍の軍服姿で写真撮影し、それをインターネット上で公開するという事例も幾度か発生し、侵略を美化する行為だとして社会的批判を受けた⁽²⁷⁾。学術研究の分野でも、英雄烈士の事績について、中国共産党の公式見解に疑問を呈する論文の発表が増加してきたため、当局による取締りが強化されている⁽²⁸⁾。

2 英雄烈士保護法の制定経緯

「法に基づく国家統治」を掲げる習近平政権は、上述のように英雄烈士の保護を阻害する事象が増加する中で、英雄烈士に対する保護を強化するための新たな立法措置として、英雄烈士保護法を制定する方針を決定した⁽²⁹⁾。同法の制定に向けた検討作業は、民法総則⁽³⁰⁾制定直後の2017年4月、習総書記の指示により加速した。

全人代常務委員会は、同法の制定を2017年における重要立法の1つと位置付け、同委員会の法制工作委員会が中心となり、共産党中央宣伝部、民政部、労働社会保障省、中央軍事委員会法制局と合同で法案起草班を組織し、検討を進めた。検討の過程では、研究者、軍関係者、英雄烈士の子孫等からの意見聴取、関係史料・史跡等の調査、諸外国の事例の研究等も行われた。法案起草に当たって重視された点は、イデオロギーの明確化、英雄烈士精神の称揚、教育的効果、現行法規との整合性、関連制度の拡充強化等である。

同法案は、2017年12月の第12期全人代常務委員会第31回会議に提出されて1回目の審議が行われた。その後、意見公募(420人から1,008件の意見が寄せられた)等を経て修正が加えられた法案が、2018年4月の第13期全人代常務委員会第2回会議で2回目の審議に付され、4月27日、同会議において全会一致で可決された。成立した英雄烈士保護法(全30条)は同日公布され、2018年5月1日から施行された。

(26) 例えば、朝鮮戦争で壮絶な戦死を遂げたとされ、「中国人民志願軍1級英雄」の称号が授与された邱少雲について、2013年5月、インターネット上でその戦死に至った状況を茶化す書込みが掲載された。この書込みに対する批判もインターネット上に多数掲載され、社会的に大きな関心呼んだ。邱少雲を茶化す書込みは、当局により削除された。「亮出法律之劍 捍卫英烈荣光」『中国人大』2018.5.5, p.10.

(27) 「亮出法律之劍 捍卫英烈荣光」同上

(28) 例えば、改革派雑誌として知られた『炎黄春秋』2013年第11期に、抗日戦争の英雄として小学校教科書に掲載され国民に広く知られている「狼牙山五壮士」の事績について、政府の公式見解は史実と異なるとする論文が掲載された。論文執筆者は、五壮士の遺族に名誉毀損で訴えられ敗訴した。同上; 「“狼牙山五壮士” 名誉侵权案主审法官答记者问」中华人民共和国最高人民法院 <<http://www.court.gov.cn/shenpan-xiangqing-22632.html>> なお、掲載誌『炎黄春秋』も、掲載当時の編集長が当局の締付けにより辞職を余儀なくされている。

(29) 以下、この節の記述については、「英雄烈士保护法立法(2017年12月-)」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/node_33600.htm> 所収の文献を参照した。

(30) 民法総則において、英雄烈士に対する侵害行為に係る民事責任が規定された(第185条)。II-2-(2)を参照。

なお、英雄烈士保護法の適用対象は命を落とした犠牲者であり、存命の英雄及び模範的人物に対する顕彰及び保護については、2016年1月1日に施行された国家勳章・国家荣誉称号法⁽³¹⁾（全21条）が適用される。

3 英雄烈士保護法の主な内容

全30条から成る英雄烈士保護法には、英雄烈士の位置付け、英雄烈士の顕彰と政府の役割、英雄烈士記念施設、英雄烈士の権利利益の保護等に関する規定が含まれている。なお、同法の規定のうち、記念施設の保護・管理や遺族に対する補償・優遇に関する規定は、基本的に烈士顕彰条例の規定内容が踏襲されている。

主な内容は次のとおりである。

(1) 立法目的

①英雄烈士に対する保護の強化、②社会の公共利益の擁護、③英雄烈士精神及び愛国主義精神の伝承と称揚、④社会主義の核心的価値観の育成と実践、⑤中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するための強い精神力の喚起を目的とする（第1条）。

(2) 適用範囲

英雄烈士保護法には、英雄烈士の定義に関する明文規定はない。ただし、1840年のアヘン戦争開始以降、民族の独立、人民の解放、国の富強、人民の幸福、世界の平和、人類の進歩のために犠牲となった者を、顕彰の対象となる英雄烈士と規定している（第2条）。

(3) 国及び社会の責務

国は、英雄烈士の保護、顕彰・記念活動、関連事績・精神に係る教育・宣伝、英雄烈士の尊厳と合法的権利利益の保護をその役割とする。また、社会全体に対し、英雄烈士を敬い、英雄烈士に学び、英雄烈士を守るよう義務付けている（第3条）。

また、中央・地方政府は、英雄烈士に対する保護を強化し、英雄烈士保護経費を当該級予算に計上しなければならない（第4条）。

(4) 記念施設、記念活動等

9月30日の烈士記念日には、国が首都北京の人民英雄記念碑前で記念式典を行うほか、地方政府は、英雄烈士の遺族代表を招待して記念活動を行わなければならない（第6条）。人民英雄記念碑は、英雄烈士を記念し追憶する恒久的な記念施設として、その名称、碑文、形状等を含めて法的に保護される（第7条）。

中央・地方政府は、英雄烈士記念施設の保護・管理を強化しなければならない（第8条）。英雄烈士記念施設は無料で一般に公開し、記念及び教育のための活動等を行わなければならない（第9条）。

また、いかなる組織及び個人も、英雄烈士記念施設の保護区域内において、英雄烈士を記念する環境や雰囲気をも損なう活動、土地や施設の不法占有、英雄烈士記念施設の破壊・汚損を行ってはならない（第10条）。

(5) 教育・宣伝活動

教育行政部門は、学校教育における英雄烈士の事績・精神に関する教育をカリキュラムに組

(31) 「中华人民共和国国家勋章和国家荣誉称号法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2015-12/28/592_201215.html>

み入れなければならない（第17条）、また、文化、出版、報道、映画等の行政部門は、英雄烈士の事績・精神の宣伝に資する作品等の制作・普及を奨励・支援しなければならない（第18条）。

(6) 英雄烈士遺族への補償・優遇

英雄烈士の遺族は、国の規定に基づき、教育、就業、老齢年金、住居、医療等の分野で優遇されるものとし、国は、その水準を段階的に引き上げなければならない（第21条）。

(7) 英雄烈士の権利利益の保護

英雄烈士の事績・精神を歪曲、中傷、冒瀆及び否定すること、並びに、公共の場所、インターネット、ラジオ・テレビ、映画、出版物、商標、商業広告等において、英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び栄誉を侵害することは禁止され、そのような行為があったときは、関係部門に対し法に従い速やかに処理を行うことを義務付けている（第22条）。

(8) 公益訴訟等

英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び栄誉を侵害する行為に対して、英雄烈士の近親者は、人民法院に訴訟を提起することができる。また、英雄烈士に近親者がいなかった場合や近親者が訴訟を提起しなかった場合は、検察機関が当該行為を社会の公共利益を損なうものとして、人民法院に公益訴訟を提起する（第25条）。

おわりに

英雄烈士保護法においては、従来の烈士顕彰条例の規定内容に加えて、政府による教育・宣伝活動の強化、英雄烈士の名誉を始めとする合法的権利利益の確保に関してかなり詳細な規定が設けられた。一方、英雄烈士の保護及びその事績・精神の顕彰を国の役割として明記しているものの、英雄烈士の定義については明確な規定を設けず、適用範囲が曖昧にされている。

2018年5月1日の同法施行後、英雄烈士の名誉に関する訴訟が増加している。近親者による訴訟のほか、既に江蘇、山東、湖南、四川等の各省において、検察機関による公益訴訟が進行中である⁽³²⁾。公益訴訟は、英雄烈士の権利利益の保護を十全なものとするために有用である。しかし、それは同時に、イデオロギー色を強める習近平政権において、思想的締付けを強化する手段となっている面も否定できない⁽³³⁾。

（おかむら しがこ）

(32) 「保护英烈，以法律的名义」『人民日报』2018.6.13.

(33) 「用法律捍卫英烈权益传承英烈精神」『法制日报』2018.10.11; “China criminalizes the slander of its ‘heroes and martyrs,’ as it seeks to control history,” *Washington Post*, 2018.4.27. <https://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/china-criminalizes-the-slander-of-its-heroes-and-martyrs-as-it-seeks-to-control-history/2018/04/27/c4b48f16-49e9-11e8-ad53-d5751c8f243f_story.html?utm_term=.fbf698fe3055> 等を参照。

中華人民共和国英雄烈士保護法

中华人民共和国英雄烈士保护法

(2018年4月27日第13期全国人民代表大会常務委員会第2回会議で可決、同日公布、
2018年5月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 岡村 志嘉子訳

第1条

英雄烈士に対する保護を強化し、社会の公共利益を守り、英雄烈士の精神及び愛国主義の精神を伝承し及び称揚し、社会主義の核心的価値観⁽¹⁾を育成し及び実践し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現する強い精神力を喚起するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条

国及び人民は、英雄烈士が国、人民及び民族のために払った犠牲及び貢献を永遠に尊崇し、及び記憶する。

近代以降⁽²⁾、民族の独立及び人民の解放を勝ち取り、国の富強及び人民の幸福を実現し、並びに世界の平和及び人類の進歩を促進するために生涯奮闘し、果敢に身を捧げた英雄烈士の功績は、歴史に燦然と輝き、その精神は永遠に不滅である。

第3条

英雄烈士の事績及び精神は、中華民族の共通の歴史的記憶及び社会主義の核心的価値観を体现する重要な存在である。

国は、英雄烈士を保護し、英雄烈士を顕彰し及び記念し、英雄烈士の事績及び精神に係る宣伝及び教育を強化し、英雄烈士の尊厳及び合法的権利利益を確保する。

社会全体が英雄烈士を敬い、英雄烈士に学び、及び英雄烈士を守らなければならない。

第4条

各級人民政府は、英雄烈士に対する保護を強化し、英雄烈士の事績及び精神の宣伝及び称揚を社会主義精神文明建設の重要な内容としなければならない。

県級⁽³⁾以上の人民政府において英雄烈士保護業務に責任を負う部門及びその他の関係部門は、法に従って職責を履行し、英雄烈士保護業務を十全に行わなければならない。

軍の関係部門は、国務院及び中央軍事委員会の規定に基づき、英雄烈士保護業務を十全に行わなければならない。

県級以上の人民政府は、英雄烈士保護経費を当該級予算に計上しなければならない。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年2月1日である。

(1) 「社会主義の核心的価値観」(中国語原文「社会主义核心价值观」)とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

(2) 1840年のアヘン戦争開始以降を指す。

(3) 中国の地方行政区画は、省級(省、自治区、直轄市)、地区級(地区級市、自治州等)、県級(市管轄区、県、自治県、県級市等)、郷級(鎮、郷、街道等)の4階層から成る(「自治」が付されるのは少数民族地域)。

第5条

毎年9月30日は、烈士記念日とし、国は、首都北京の天安門広場に立つ人民英雄記念碑の前において、記念式典を行い、英雄烈士を追憶する。

県級以上の地方人民政府及び軍の関係部門は、烈士記念日に記念活動を行わなければならない。

英雄烈士を記念する活動を行うときは、英雄烈士の遺族代表を招待しなければならない。

第6条

清明節⁽⁴⁾及び重要な記念日においては、政府機関、団体、郷村⁽⁵⁾、社区⁽⁶⁾、学校、企業・事業体及び軍の関係組織は、実態に合わせて、英雄烈士を記念する活動を組織し、及び実施する。

第7条

国は、英雄烈士記念施設を設置し及び保護し、英雄烈士を記念し、及び追憶する。

首都北京の天安門広場に立つ人民英雄記念碑は、近代以降、中国人民及び中華民族が民族の独立解放、人民の自由幸福及び国の繁栄富強を勝ち取ろうとしてきた精神の象徴であり、国及び人民が英雄烈士を記念し及び追憶する恒久的な記念施設である。

人民英雄記念碑及びその名称、碑題、碑文、浮彫、形状、標識等は、法律によって保護される。

第8条

県級以上の人民政府は、英雄烈士記念施設の建設及び保護を国民経済社会発展計画及び都市計画に組み入れ、英雄烈士記念施設の保護及び管理を強化しなければならない。重要な記念すべき意義及び教育的意義を有する英雄烈士記念施設については、「中華人民共和国文化財保護法」⁽⁷⁾の規定に基づき、文化財保護対象に認定し、及びその旨を公布しなければならない。

国家財政においては、旧革命根拠地、少数民族地域、辺境地域及び貧困地域の英雄烈士記念施設の修繕及び保護について、国の規定に基づき補助しなければならない。

第9条

英雄烈士記念施設は、無料で一般に公開し、公衆に英雄烈士を仰ぎ見て追悼させ、英雄烈士を記念し及び教育するための活動を実施し、犠牲となった英霊に対する慰霊を行わなければならない。

前項に定める施設であって軍関係組織が管理するものは、軍の関係規定に基づいて公開する。

第10条

英雄烈士記念施設の保護を担当する組織は、サービス及び管理の業務規範を整備し、英雄烈士を仰ぎ見て追悼するための便宜を図り、英雄烈士記念施設の荘厳、厳粛かつ清浄な環境及び雰囲気を保持しなければならない。

いかなる組織及び個人も、英雄烈士記念施設の保護区域内において、英雄烈士を記念する

(4) 二十四節気の1つで、4月4日から6日頃に当たる。先祖の墓参りをする習慣がある。

(5) 農村部の末端行政組織。

(6) 都市部の地域コミュニティ。

(7) 「中華人民共和国文物保护法」中国政府法制信息网 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=396098&Query=%E6%96%87%E7%89%A9%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E6%B3%95&IsExact=>>

環境及び雰囲気を損なう活動に従事してはならず、英雄烈士記念施設の保護区域内の土地及び施設を不法に占有してはならず、英雄烈士記念施設を破壊し及び汚損してはならない。

第 11 条

英雄烈士を埋葬するときは、県級以上の人民政府及び軍の関係部門は、莊嚴、嚴肅、現代のかつ質素な送迎及び埋葬の儀式を行わなければならない。

第 12 条

国は、英雄烈士に係る祭祀制度及び儀礼規範を構築・整備し、国民に対し莊嚴かつ秩序ある祭祀を行うよう誘導する。

県級以上の人民政府の関係部門は、英雄烈士の遺族の祭祀に便宜を提供しなければならない。

第 13 条

県級以上の人民政府の関係部門は、国民が英雄烈士記念施設を仰ぎ見ること、集団宣誓、インターネットを通じた祭祀等の方法により、英雄烈士の事績を記憶し、並びに英雄烈士の精神を伝承し及び称揚するよう誘導しなければならない。

第 14 条

英雄烈士であって国外に埋葬されているものについては、当該国に駐在する中華人民共和國の外交又は領事の代表機構は、駐在国の実態に合わせて祭祀を組織し、及び実施しなければならない。

国は、関係国との協力を通じて、英雄烈士の遺骸、遺物及び史料を調査し及び収集し、国外にある英雄烈士記念施設の修復及び保護を強化しなければならない。

第 15 条

国は、英雄烈士の事績及び精神についての研究を実施し、弁証唯物主義及び歴史唯物主義を指導思想として歴史を認識し及び記述することを奨励し、及び支援する。

第 16 条

各級人民政府及び軍の関係部門は、英雄烈士の遺物及び史料に係る収集、保護及び陳列展示を強化し、英雄烈士史料の研究、編纂及び宣伝を組織し、及び実施しなければならない。

国は、旧革命根拠地が当該地域の資源の優位性を發揮し、英雄烈士の事績及び精神に係る研究、宣伝及び教育を実施することを奨励し、及び支援する。

第 17 条

教育行政部門は、在学中の青少年に重点を置き、英雄烈士の事績及び精神に係る宣伝教育を国民教育のカリキュラムに組み入れなければならない。

教育行政部門及び各級・各種の学校は、英雄烈士の事績及び精神を教育内容に組み入れ、記念教育活動を組織し及び実施し、学生に対し愛国主義、集団主義及び社会主義の教育を強化しなければならない。

第 18 条

文化、新聞・出版、ラジオ・テレビ、映画、インターネット通信等の部門は、英雄烈士の事績を題材とし、英雄烈士の精神を称揚する優秀な文学芸術作品、ラジオ・テレビ番組及び出版物の創作・制作及び宣伝・普及を奨励し、及び支援しなければならない。

第 19 条

ラジオ放送局、テレビ放送局、新聞雑誌出版事業者及びインターネット情報サービス提供

者は、英雄烈士を題材とする作品の放送若しくは掲載、公益広告の発信又は専門コラムの開設等の方法を通じて、英雄烈士の事績及び精神を広く宣伝しなければならない。

第20条

国は、自然人、法人及び非法人組織⁽⁸⁾が財産の寄附、英雄烈士の事績及び精神に関する広報ボランティア、英雄烈士遺族への扶助等の公益活動の方法により、英雄烈士保護事業に参加することを奨励し、及び支援する。

自然人、法人及び非法人組織が寄附した財産であって英雄烈士の保護に用いられたものは、法に従い税制上の優遇措置を受ける。

第21条

国は、英雄烈士に係る補償・優遇制度を実施する。英雄烈士の遺族は、国の規定に基づき、教育、就業、老齢年金、住居、医療等の分野において優遇される。補償・優遇水準は、国民経済及び社会発展の水準に適合させ、かつ段階的に引き上げなければならない。

国務院の関係部門、軍の関係部門及び地方人民政府は、英雄烈士遺族の生活状況に留意し、毎年定期的に英雄烈士遺族を慰問に訪れなければならない。

第22条

英雄烈士の事績及び精神を歪曲し、中傷し、冒瀆し、及び否定してはならない。

英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び栄誉は、法律により保護される。いかなる組織及び個人も、公共の場所若しくはインターネット上において、又はラジオ・テレビ、映画、出版物等を利用して、侮辱、誹謗又はその他の方法により、英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び栄誉を侵害してはならない。いかなる組織及び個人も、英雄烈士の氏名及び肖像を商標及び商業広告に利用し、又は形を変えて利用し、英雄烈士の名誉及び栄誉を損なってはならない。

公安、文化、新聞出版、ラジオ・テレビ、映画、インターネット通信、市場監督管理及び英雄烈士保護に責任を負う部門は、前項に定める行為を発見したときは、法に従い速やかに処理しなければならない。

第23条

インターネット通信、電気通信、公安等の関係部門は、インターネット情報に対する法に基づく監督管理業務において、侮辱、誹謗又はその他の方法により英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び栄誉を侵害する情報が発信され、又は送信されていることを知ったときは、インターネット事業者に対し送信を停止し、並びに削除等の処置及びその他の必要な措置を講ずるよう求めなければならない。中華人民共和国の域外から発せられた上述の情報に対しては、関係機関に通知し、技術措置及びその他の必要な措置を講じて送信を遮断しなければならない。

インターネット事業者は、ユーザーが前項に定める情報を発信したことを知ったときは、直ちに当該情報の送信を停止し、削除等の措置を講じ、情報の拡散を防止し、関係記録を保存し、かつ関係主管部門に報告しなければならない。インターネット事業者が送信停止、削除等の措置を講じなかったときは、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」⁽⁹⁾の定めるところにより処罰する。

(8) 法人格を有しないが、法に基づき自己の名義によって民事活動を行うことができる組織（民法総則第102条）。

(9) 「中华人民共和国网络安全法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2016-11/23/592_201322.html>

第 24 条

いかなる組織及び個人も、英雄烈士の合法的権利利益に対する侵害及びその他この法律の規定に違反する行為について、英雄烈士保護に責任を負う部門、インターネット通信、公安等の関係部門に告発する権利を有し、告発を受理した部門は、法に従って速やかにそれを処理しなければならない。

第 25 条

英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び榮譽を侵害する行為に対しては、英雄烈士の近親者は、法に従って人民法院に訴訟を提起することができる。

英雄烈士に近親者がなく、又は近親者が訴訟を提起しなかった場合、檢察機關は、英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び榮譽を侵害し、社会の公共利益を損なった行為について、法に従って人民法院に訴訟を提起する。

英雄烈士の保護に責任を負う部門及びその他の関係部門は、職責を履行する過程において、檢察機關が訴訟を提起すべき第 1 項に定める行為があることを知ったときは、檢察機關にそれを報告しなければならない。

英雄烈士の近親者であって、第 1 項の規定に基づき訴訟を提起したものに対しては、法律援助機構⁽¹⁰⁾は、法に従って法律支援サービスを提供しなければならない。

第 26 条

侮辱、誹謗又はその他の方法により英雄烈士の氏名、肖像、名誉及び榮譽を侵害し、社会の公共利益を損なった者は、法に従って民事責任を負う。治安違反行為を構成するときは、公安機關が法に従って治安違反処罰⁽¹¹⁾を行う。犯罪を構成するときは、法に従って刑事責任を追及する。

第 27 条

英雄烈士記念施設の保護区域内において英雄烈士を記念する環境及び雰囲気損なう活動に従事した者に対しては、当該記念施設を保護する組織は、速やかに説得してその活動をやめさせなければならない。説得に応じないときは、県級以上の地方人民政府の英雄烈士保護に責任を負う部門及び文化財主管部門は、職責に係る規定に基づき、教育的批判⁽¹²⁾を行い、是正するよう命じる。治安違反行為を構成するときは、公安機關が法に従って治安違反処罰を行う。

英雄烈士の事績若しくは精神を冒瀆し、又は否定し、侵略戦争及び侵略行為を宣揚し、又は美化し、騒動を起こし、公共の秩序を乱した場合であって、治安違反行為を構成するときは、公安機關が法に従って治安違反処罰を行う。犯罪を構成するときは、法に従って刑事責任を追及する。

第 28 条

英雄烈士記念施設を不法に占有し、破壊し、及び汚損したときは、県級以上の人民政府の英雄烈士保護に責任を負う部門が是正を命じる。損失が生じたときは、法に従って民事責任

(10) 法律援助条例〔「法律援助条例」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/government_public/content/2003-08/01/593_202818.html>〕の規定に基づき、経済的に困難な状況にある国民に対する法律支援を行う機関。

(11) 公共秩序の攪乱、公共の安全の妨害等の行為で、社会的危険性はあるが犯罪を構成するには至らない場合に、治安違反処罰法に基づき公安機關が行う処罰。警告、過料、行政拘留（行政罰としての拘留）、公安機關による許可証の取消しの 4 種がある。

(12) 中国語原文は「批評教育」。誤りを批判し、教育することをいう。

を負わせる。不法占有、破壊及び汚損を被った記念施設が文化財保護対象であるときは、「中華人民共和国文化財保護法」の規定に基づき処罰する。治安違反行為を構成するときは、公安機関が法に従って治安違反処罰を行う。犯罪を構成するときは、法に従って刑事責任を追及する。

第 29 条

県級以上の人民政府の関係部門及びその職員が英雄烈士保護業務を行うに際し、職権濫用、職務怠慢、情実による不正があったときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対し、法に従って処分を行う。犯罪を構成するときは、法に従って刑事責任を追及する。

第 30 条

この法律は、2018 年 5 月 1 日から施行する。

出典

・「中华人民共和国英雄烈士保护法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2018-04/28/592_201213.html>

(おかむら しがこ)